

議案第10号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

三田市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年6月4日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例

三田市農業共済条例（平成30年三田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「に限る」の次に「。以下同じ」を加える。

第53条第1項の表を次のように改める。

包括共済家畜区分 (死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次の各号に掲げるいずれかの共済事故 (1) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 (2) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。)による廃用以外の廃用 (3) 第3条第2項第5号及び第6号に掲げる場合における廃用
繁殖用雌牛、育成・肥育牛	次の各号に掲げるいずれかの共済事故 (1) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 (2) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。)による廃用以外の廃用 (3) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用
種豚	次の各号に掲げるいずれかの共済事故 (1) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用

	(2) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用
特定肉豚	火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第4条第1項に規定する届出伝染病にあつては、農林水産大臣が指定するものに限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡

第109条第2項に次の1号を加える。

(6) 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超過しており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

第119条中「園芸施設共済資格者は」の次に「、特定園芸施設等ごとに」を加え、同条後段を次のように改める。

なお、第4号又は第5号の金額を選択する場合にあつては、当該特定園芸施設等の共済価額が第4号又は第5号の金額を超過している場合に限る。

第119条に次の2号を加える。

(4) 50万円

(5) 100万円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第17条及び第53条の改正規定 兵庫県知事の認可のあった日又は令和元年7月1日のいずれか遅い日
 - (2) 第109条及び第119条の改正規定 兵庫県知事の認可のあった日又は令和元年9月1日のいずれか遅い日

(経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市農業共済条例（以下「新条例」という。）第17条及び第53条の規定は、前項第1号に規定する施行の日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 新条例第109条及び第119条の規定は、付則第1項第2号に規定する施行の日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものと

し、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。